

2017年7月7日

監査懇話会 眞田宗興

エフオーアイ架空売上事件—常勤監査役を戒めなかった非常勤監査役の責任

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

東証マザーズに上場してわずか7か月で上場廃止となった半導体製造装置メーカーのエフオーアイは、例えば2009年3月期の実際の売上高が3億円弱しかなかったのに、約118億円と過大に記載した等の事実が、内部告発をきっかけとする証券取引等監視委員会の強制調査により発覚、株主約200人から株価下落による損害賠償請求訴訟が出され、2016年12月20日、東京地裁は、旧経営陣7名および上場に際しての主幹事会社であったみずほ証券の責任を認め、請求通り約1億7500万円（内みずほ証券は約3000万円）の支払を命じた（2016年12月21日日経新聞）。旧経営陣（社長・専務ら）7名、内3名は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名であった。

なお、会計監査人は、裁判途中で和解に応じた。

なぜ、裁判所は、非常勤の監査役にまで責任を認めたのか、判決文（Westlaw. JAPAN）から、この事件には、内部監査室長が大きくかかわっていたことが判明した。

原告・被告の双方から控訴されている。高裁判決を見守っていきたい。

また、社長及び専務は、2012年2月29日、さいたま地裁で、実刑3年の懲役が言い渡されている。

1. 事件の経過

(1) 内部告発文がみずほ証券等に届いた

同社のマザーズ上場審査を終え、上場承認を4日後に控えた2008年2月14日、「注文書偽造による巨額粉飾決算企業の告発」と題する匿名の文書が東証・自主規制法人（日本取引所グループの子会社で、「取引所の品質管理センター」的役割を負っている）に、同2月18日頃にみずほ証券監査役宛てに届いた。そこには、注文書、検収書を、国内外の会社を巻き込んで偽造して架空の売上計上を行い、また、出荷した装置を国内外の倉庫に保管しているとの具体的事実、および検察などにも告発していることが記載されていた（監視委員会にも告発文を送っていたものと推測：眞田）。

自主規制法人は、この文書を受け、追加調査として、預金通帳の原本を含む帳票類の確認、エフオーアイ社の役員・従業員及び会計監査人からのヒヤリングを行った。

みずほ証券引受審査部は、エフオーアイ専務からの「内部告発は、社内の不満分子ないしノイローゼの心理状態に陥っている者が経営陣の業務遂行を妨害する意図のもとに作成したもの」との説明を信じた。エフオーアイ社は同年4月18日、上場申請を取下げた。

(2) 再び内部告発文がみずほ証券等に届いた

第2回目の上場審査は、2008年8月5日開始され、途中で、取引先の1社に対する債権の不良資産化の懸念から、2009年5月19日取下げられた。

第3回目の上場申請は審査が終了し、東証は2009年10月16日、上場日を同年11月20日とする旨公表したが、同年10月27日頃、「10月16日付けでマザーズに上場承認されたエフオーアイ社の巨額粉飾決算の実態についての告発」と題する匿名の文書が東証・自主規制法人、みずほ証券及び監査法人に届いた。内容は前回とほぼ同様であった。自主規制法人は改めて、預金通帳の「写し」を調査するなどしたが、問題はないと判断し、同社は2009年11月20日上場された。

(3) 粉飾決算が発覚した

証券取引等監視委員会は2010年5月12日、金商法違反の容疑で同社を強制捜査、同月16日、同社が有価証券届出書等の虚偽記載を認めたため上場廃止となり、同月21日、同社は東京地裁に破産手続開始の申立てを行った。

2. 内部告発者は内部監査室長か

(1) 会社は内部監査室長を内部告発者と想定した

第1回目の内部告発を受けて、2008年4月15日、同社専務はみずほ証券に対して、告発者は内部監査室長のHではないか、として、「一連の上場整備の過程で、Hが管理部門や他部署でもトラブルを起こしたため、自分はHを遠ざけたが、そのことに対する嫉妬に基づく妨害工作ではないかと思われる」と説明した。みずほ証券の公開引受部は何度もHと面談し、「無口でプライドが高く独善性が高い印象」を持っていたため、専務の話に納得のいく点があると理解した。

専務は、社員のメンタル面等を含め社内体制を改めて整備・構築するために時間が必要なので上場申請を取下げたいと申し出、同年4月18日、上場申請を取下げた。

2回目の上場審査において、みずほ証券審査担当者は2008年10月8日、専務から、「告発者である可能性の高いHを内部監査室長から異動させ、社長によるカウンセリングを実施したが、異動先でも協調できず退社する予定である」旨説明を受け、その後、社長及び常勤監査役からも説明を受けたが、これと整合的であったため、社内においてHが内部告発者であることを前提に、Hに対して適切な処遇が行われ、内部監査室長も交代する

=====

など必要な対策が講じられたものと理解した。又、審査担当者は、専務から H が精神的に不安定であると聞いていたので、自ら H と面談することを同社に要請しなかった。

審査担当者は、同年 11 月 14 日、常勤監査役に対し、H が内部監査室長から異動となった経緯についてヒヤリングを行い、H が被監査部署とトラブルを起こすことが多かった旨の回答を得た。

(2) 内部監査室は 2004 年 4 月、社長直属組織として発足、室長 1 名および必要に応じて社長に任命された監査担当者が各部署および子会社に対して年 1~2 回の立ち入り監査を実施、監査役および会計監査人と定期的に情報交換を行う等の連携を図っている。2005 年度に H が室長に就任、2006 年度は別の者が就任したが、2007 年度から再び H が務めていた。

2008 年 3 月 28 日、監査役らも出席した取締役会で、内部監査室長の H を異動させる人事が審議された。

なお、同年 4 月 15 日、監査役らも出席した取締役会で、上場申請（第 1 次）をいったん取下げる旨の決議を行った。

3. 偽装の手口は巧妙であった

注文書の偽造、売掛金の偽造、代金回収の偽装については、中には、取引先の協力者を使い、彼らにはストックオプションを与えるなどの例も見られた。

自主規制法人は、内部告発文を受け、追加調査として預金通帳の原本を確認したが、偽装した通帳は見破られなかった。実は、簿外口座からの送金を隠蔽するために、預金通帳に記帳する際に、預金通帳にテープを貼り、後にテープをはがして空欄の部分に取引先の社名を印字する等の偽装を行っていたのである。みずほ証券から通帳「原本」を求められたときは「東商はまだ我々を疑っているのか」などと憤って原本の提出を拒み、「写し」で済ませていた。

4. 非常勤監査役は何故責任ありとされたのか

主幹事であるみずほ証券は、たとえ、会計監査人の監査報告が「無限定適正」であったとしても、架空売上の手口を詳細・具体的に記述した内部告発文を受領しており、その検証・調査を行えば、不正の事実を見つけることができた筈であり、それを怠っていたのは注意義務違反とされた。

監査役らについては、判決文には、監査役らは内部告発があったことは知らなかったこと、会計監査人が無限定適正の監査報告書を出し続けていたこと、かつ、それを疑うような事情はなかったこと、有価証券報告書の虚偽記載を知らなかったこと等を認めた上で、監査役らが相当な注意を用いたにも拘わらず、虚偽記載を知ることができなかったと認め

=====

真田宗興の“監査役事件簿” No.15

エフオーアイ架空売上事件—常勤監査役を戒めなかった非常勤監査役の責任

られるかどうか（金商法 21 条の 2 項 1 号）により、責任の有無が判断されるとした上で、次のような事実により、「相当な注意を用いていれば、粉飾の事実を知ることができた」として、監査役らの責任を認めた。

① 2008 年 5 月頃、常勤監査役は、機械製造部門又は技術系部門の社員から、同年 3 月に出荷したはずのエッチング装置が戻ってきているとの話を聞き、社長に確認したところ、社長は「いずれ実現する見込みの売上なので見なかったことにしてください」との回答であったため、2008 年 3 月期に架空の売上が計上されたことを認識したがこれを放置した。

又、同 3 月期の注文書、物品受領書、残高証明書を確認したが、受領日のない物品受領書、確認日付のない残高確認書があったことを認識したが、社長に注意を促しただけで、原因や売上の実在を調査することはなかった。

② その後、同社の売上が急増し、売掛金の回収が進まない状況が続いたのであるから、架空売上の可能性について疑問を持ち、売上の実在性について独自の調査を行うことは十分可能であったにもかかわらず、監査役らは、会計監査人の報告を受ける以外に何らの調査を行わなかった。

③ 2008 年 3 月 28 日の取締役会において、内部監査室長 H を異動させる人事が審議され、同年 4 月 15 日の取締役会では、上場申請（第 1 次）をいったん取下げる旨の決議がされた。常勤監査役（社内）も非常勤監査役（二人とも社外）も、誰一人として、H の異動や上場申請の取下げの理由について質問する者はいなかった。又、これ以後の監査役会で、当件に関して調査したり議論したりすることはなかった。監査役らが内部告発の存在を認識していたことを認めるに足る証拠はないにしても、監査役会において、上場申請取下げの理由について、他の役員やみずほ証券に問合せするなど調査すれば、内部告発の存在を知り、粉飾決算の事実が判明した可能性があった。

④ 常勤監査役は、週 2 回程度しか出勤しておらず、また、ほぼ毎週開催される戦略会議は、社長が招集し、議長を務め、常勤の取締役のほか経営企画部長らにより構成され、監査役は同会議に出席して意見を述べることができるとされているが、常勤監査役さえ出席したことがなかった。ただし、議事録には常勤監査役が出席したと記載され、議事内容は実際とは異なる内容が記載されていた。実は、売上の水増しは、この戦略会議で審議されていたので、戦略会議に出席していれば粉飾の事実を知ることができた。実は、常勤監査役はみずほ証券の上場審査において、「毎日出勤し、戦略会議にも出席している」との虚偽の回答をしていた。

⑤ 非常勤監査役 2 名は、常勤監査役の職務執行状況が不十分であるということは容易に認識できたと考えられるにも拘わらず、これを是正するための何らの対応を執った形跡がない。「非常勤監査役は、常勤監査役の職務執行の適正さに疑念を生ずべき事情

=====

真田宗興の“監査役事件簿” No.15

エフオーアイ架空売上事件—常勤監査役を戒めなかった非常勤監査役の責任

があるときは、これを是正するための措置を執る義務がある」として、非常勤監査役の監査役としての職務が十分ではなかった、と結論した。

5. 私の疑問－監査役は本当に内部監査室と連携を取っていたのか

- ① 原告株主は、「内部監査室長であった H が、重要な書面を保存していなかったことをみずほ証券は確認しているのにも拘らず、少なくとも作成されていた議事録の保管管理は適切に行われていたか調査すべきであった」と主張している。

この議事録には監査役との連携会議の議事録はあったのだろうか。監査役会の方では議事録は残っていたのか。もしかして、連携会議は行われていたとする有価証券届出書の記載は形だけのものだったのだろうか。つまり、(内部告発者と目される) 内部監査室長 H は、監査役に架空売上の実態は話したのか、話しても監査役はそれを無視したのか。

- ② 常勤監査役は、内部監査室長 H の人事異動について、みずほ証券の上場審査担当からヒヤリングを受けた時、H が被監査部署とトラブルを起こすことが多かった旨の回答している。判決文から推測するに、会社は、みずほ証券と H との接触を避けるように、「内部告発者は、社内の不満分子ないしノイローゼ的心理状態に陥っている者」とのレッテルを貼っていたように見受けられる。常勤監査役は、このレッテルの後押しをしている。本当に、このレッテルは真実なのか。内部監査担当が、熱心にやればやるほど、往査先から嫌われるのは、当然ありうることであって、監査役は理解してあげなければいけないのではないか。もし、内部監査室長が内部告発者ならば、これを理由に、異動させることは問題があるのではないか。

最後におわびの一言。

去る 6 月 27 日の当会監査実務研究会「監査役の内外部監査部門への指示権」において、「エフオーアイ事件が、監査役と内部監査部門との連携といかなる関係があるか」との質問に対して、私が横から、「直接の関係はない。売上のほとんどが架空売上であるのに、監査役が気付かないのはおかしい。連携以前の問題だ」とコメントしたが、本当にどうだったのか、帰宅後、判決文を精読したところ、上記のような事実が記載されており、内部監査室長が内部告発者かどうかはともかく、この事件では、両者の連携有無が、大いに関係していることが判明した。私のコメントを訂正し、お詫び申し上げます。